



市役所周辺の道路で交通規制を行います

富士山サイクルロードレースの実施に伴い、3月1日(日)は道路が一部通行止めになります。また、周辺道路の混雑が予想されますので、時間に余裕を持つてお越しください。



赤色の部分が車両通行止めとなります。市役所西側からのみ出入できます



富士山サイクルロードレースを観戦する人は、市役所駐車場には絶対に駐車しないでください。

交通規制について

市役所周辺道路で交通規制を行いますので、経路に注意してお越しください。自家用車でお越しの際は、市役所北側駐車場をご利用ください。

- 交通規制は、富士市役所前青葉通りのロゼシアター前交差点から錦町交差点（市役所東側の交差点）の区間で実施します。
- 交通規制区間内は、車両での通行や横断はできません。
- 交通規制実施中は、市役所前歩道橋やロゼシアター前歩道橋は使用できませんので、ご注意ください。
- 交通規制区間及び交通規制時間は、状況により変更する場合があります。
- 交通規制や来場者駐車場などの詳しい内容は、大会ウェブサイトや広報ふじ2月号と一緒に配布するリーフレットをご確認ください。
- ※ 交通規制により、コースの近隣の皆さんやドライバーの皆さんにはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

出入口は
市役所西側のみです！



軽自動車やバイクを所有する皆さんへ

軽自動車やバイクの税金は、4月1日時点で所有している人には課されます。皆さんはきちんと手続していますか？

課税は4月1日が基準日です

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日に軽四輪（軽三輪）や二輪、原動機付自転車、小型特殊自動車などを所有している人に1年間分の税金が課されます。

廃車や名義変更があった場合は、必ず3月末までに手続をしてください。

※ 納税通知書の送付は5月上旬で、今年の納期限は6月1日（月）です。

※ 軽自動車税（種別割）には、月割課税・月割還付の制度はありません。

こんなときは手続を！

次のような場合には、法律により申告が義務づけられています。

人から譲られた・人に譲った／所有者が市外へ転出した／所有者が亡くなつた／盗まれた／解体処理業者などに解体を依頼した

- 使用する場所（市町村）での課税です。市内で使用する軽自動車は、車検証の定置場を「富士市」にしてください。また、原動機付自転車などは富士市の課税標識（ナンバープレート）を取得します。

- 減免申請※要件を満たす人が対象。軽自動車税減免申請は、毎年申請が必要です。今年の申請期間は、納税通知書到着から6月1日（月）まで。

- フォークリフトや農耕用トラクター道路を走行しないフォークリフトや農耕用トラクターなども、ナンバープレートを取り付ける義務があります。

- 市民税課でのナンバープレートの発行は、道路を走行することを許可するものではありません。

電子申請が便利です！

- 原動機付自転車・小型特殊自動車には、一時抹消制度がありません。使用中止による廃車手続は、絶対にやめてください。
- 原動機付自転車、小型特殊自動車などの新規登録手続は、電子申請でも受け付けています（送料負担あり）。



手続きは3月末までに！

問合せ

交流観光課
☎ 0545 (55) 2974 FAX 0545 (55) 2937
✉ kouryuukankou@div.city.fuji.shizuoka.jp



▲大会ウェブサイト



▲詳しくは
こちら

お知らせ

募集

講座・イベント